

調布市 商工会報

平成20年2月1日発行

発行：調布市商工会

〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-21

TEL 042-485-2214 FAX 042-485-9951

会員数：3,579

組織率：80.0%（平成20年1月23日）

編集：広報委員会

http://www.annie.ne.jp/~chafusci/

おもしろ記事

P1●所得税・消費税決算確定申告相談

P2●消費税、小規模企業共済制度、組織強化対策

P3●新人社員研修、連携イベント報告、労働保険

P4●各種金融制度、会員福祉共済制度



■決算確定申告指導会へ来られる方へのお願い

- 白書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できるところは事前にご記入の上来ください。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

今年も所得税・消費税（個人）の申告の季節となりました。商工会では、決算・確定申告指導会を開催いたしますので是非ご利用ください。

所得税の申告期間は、2月18日（月）から3月17日（月）までとなっております。消費税は3月31日（月）までとなっております。 ※お気軽にご相談ください※

所得税決算・確定申告指導会

期 間 / 2月18日（月）～3月17日（月）

受 付 / 午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

*正午～午後1時までは昼食時間とさせていただきます。

土・日・祭日は休み

☆夜間指導会

3月6日（木）・7日（金）

午後6時～9時（受付午後7時30分まで）

☆税理士による個別相談会

2月18日（月）・19日（火）・20日（水）

25日（月）・26日（火）・28日（木）

3月3日（月）・4日（火）・6日（木）

7日（金）・10日（月）・12日（水）

13日（木）・14日（金）・17日（月）

消費税個別相談会日程

日 程 / 2月29日（金）

3月5日（水）・11日（火）・24日（月）

受付時間/午前10時～11時30分

午後1時～3時30分

所得税・消費税
決算確定申告
ご相談は商工会へ！

平成19年分 所得税主な改正点

定率減税の廃止

平成18年分をもって、定率減税が廃止されました。

（平成18年税法等改正等法14）

地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額（最高5万円）を総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されました。（所法77）

所得税の税率の改正

所得税の税率構造が次のように改められました。（平成18年税法等改正等法附則11）

平成19年分 所得税の税額表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

減価償却制度の改正

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額（取得価格の95%相当額）及び残存価格が廃止され、「新たな償却の方法」により耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。

（所令120の2①、134①二）

新 人 社 員 研 修

昨年好評だった「新人社員研修」を今年も開催いたします！
内容は「ビジネスマナーの基本」と「コミュニケーション能力の向上」に重点をおいた研修となっております、講師も「企業向け研修」での実績が豊富な方を予定しております。

是非、この研修を社員教育の場としてご活用下さい！

日時：平成20年4月7日（月）～9日（水）

午前10時～午後5時30分

会場：調布市商工会3階会議室

講師：㈱サクセスロード経営研究所

顧問コンサルタント 早川美由紀 氏

内容：『ビジネスマナー』と『コミュニケーション能力向上』に重点



前回の研修の様子

をおいた研修会

【問い合わせ】

電話：042-485-2214

担当：栗原

※研修カリキュラムの詳細や申込については「案内チラシ」をご確認いただくか、担当者までお問合せ下さい

エキスパートバンクをご利用ください!!

専門家がある事業所を訪ねて、経営・技術の支援を行います。
ぜひ専門家の能力をあなたの事業にお役立てください。

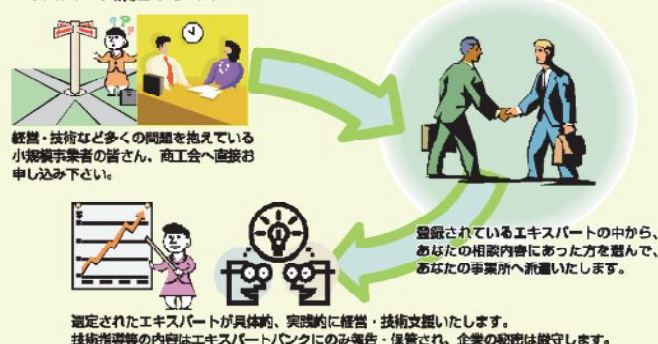
エキスパートバンクとは？

「店舗の内装を見直したい」「効果的なチラシ・POP広告を作成したい」「新製品の開発について教えてほしい」etc.

エキスパートバンク（経営・技術強化支援事業）制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者の皆さんの経営を支援する目的で行っている事業です。

ご要望に応じて、専門家を3回まで無料で派遣し、具体的な実践的なアドバイスを受けることにより、問題の解決を図ります。

エキスパート派遣のしくみ



入っていますか？「労働保険」 ご存知ですか？「労働保険事務組合」

■労働保険とは…

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険をまとめた総称であり、労働者が労働災害や失業した場合などに必要な保険給付を行います。

労働保険は、政府が管理、運営している保険です。農林水産の事業の一部を除き、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。この「労働者」とは、パート、アルバイトも含みます。

■労働保険事務組合とは…

労働保険事務組合とは、商工会等、事業主に代わって労働保険の保険料申告や書類の提出等、労働保険に関する事務を処理する団体です。

★事業主に代わって処理する労働保険事務とは

- ・概算、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ・その他、労働保険についての申請・届出・報告等に関する事務

★事務処理委託のメリット

- ・事務の手間が省けます。
- ・事業主・家族従事者も特別加入制度により労災保険に加入できます
- ・保険料納付が、金額に係らず3回に分割納付できます。

★事務委託するには

- ・商工会員であることが条件です。他、委託手数料が別途必要です。

※お気軽にご相談ください。



連携イベント報告

調布市商工会賑わい連携イベント助成交付要綱にもとづき、7商店会（不動商店会、上布田商栄会、小島商栄会、調布中央商店会、調布銀座商栄会協同組合、調布百店街、天神通り商店会）が「旧甲州街道の安心・安全を考える会」を立ち上げ、「宿場町の竹灯籠まつり」として実施されました。

内容／1月13日（日）14日（月）開催。商店会イベント他、布多天神社、常性寺、蓮慶寺にて竹灯籠点灯、特に14日にはフィナーレとして布多天神社にて1000個の竹灯籠を結集点灯、幻想的な中での布の献上式も行われました。

助成事業を通して商店会連携のあり方について考えていただいた事業でした。



中心市街地活性化対策事業（中間報告）

商工会では、市からの委託事業として標記事業を展開しております。

調布市における中心市街地の商業環境は、大きく変貌を遂げようとしています。平成24年度の完成に向けて京王線の連続立体交差事業が行われており、街はその都市構造も含め、大きく変わることになります。

このような中、地域振興の観点から、調布市商工会は関係機関と調整協議し、「中心市街地の活性化に関する法律（改正中活法）」に沿った協議会準備会を設置しました。

具体的な活動内容につきましては、以下のサイトにて詳細に記しておりますので、是非覗いてみてください。

URL：http://www.annie.ne.jp/~chofusci/ckatu/

連絡先 TEL.042-485-2214（担当：秋保、小山、横田）



消費税申告の準備を始めていますか？ (ご確認の意味をこめて)

■簡易課税制度とは？

小規模事業者への特別措置として、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算する「簡易課税制度」の選択ができます。納付税額は、「課税売上高に係る消費税額」に事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けた額を「課税仕入に係る消費税額」として算出します。

消費税計算のイメージ

(注) この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

$$\text{消費税の納付税額} = \left[\frac{\text{課税売上高}}{\text{課税仕入率}} \right] \times 5\% - \left[\text{課税仕入高} \times \text{みなし仕入率} \right] \times 5\%$$

事業区分	みなし仕入率	事業の例(注)
第一種事業(卸売業)	95%	自動車部品卸売業、輸入雑貨卸売業
第二種事業(小売業)	82%	パン店、酒類、軍需、貴金属
第三種事業(製造業等)	70%	農業、林業、漁業、建設業、製造業等
第四種事業(その他の事業)	60%	飲食店業、旅館、娯楽施設等
第五種事業(サービス業等)	50%	不動産業、情報通信業、サービス業等

(注) 1 事業区分は原則として取引の性質により区分することになります。
2 2種類以上の事業を行う事業者は、課税売上高の割合により区分する必要があります。

Point ポイント

- 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、簡易課税制度を選択できません。
- 支払った消費税額をみなし仕入率により計算するため、簡易に計算ができます。(ただし、高額な設備投資を行った場合等で、本則課税制度により計算すれば還付となるケースでも、還付を受けることはできませんので注意が必要です。)
- 簡易課税制度を選択すると、2年以上継続した後でなければ、選択をやめることができません。



■本則課税制度とは？

○事業者の納付する消費税額は、原則として「課税売上高に係る消費税額」から、「課税仕入に係る消費税額」を差し引いた金額になります。

消費税計算のイメージ

(注) この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

$$\text{消費税の納付税額} = \left[\frac{\text{課税売上高}}{\text{課税仕入率}} \right] \times 5\% - \left[\text{課税仕入高} \times \text{みなし仕入率} \right] \times 5\%$$

Point ポイント

- 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、本則課税制度により消費税額を計算することになります。
- 高額な設備投資や仕入を行う場合は、簡易課税制度と比較すると、本則課税制度の方が税額が少なくなることがあります。
- 仕入に係る消費税額の控除を受けるためには、原則として、「課税仕入等の事実を記録した帳簿」及び「課税仕入等の事実を証する請求書等」の両方を保存しておく必要があります。



帳簿の保存方法	課税仕入等の記録帳簿
① 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿	① 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿
② 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿	② 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿
③ 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿	③ 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿
④ 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿	④ 市販の帳簿又は簿類を用いた帳簿

保存期間はその課税期間の確定申告期限の翌日から原則7年です。

国がつくった共済制度だから安心です

小規模企業共済制度とは個人事業主や会社員の皆さんが事業をやめられたり退職された場合に備える「経営者の退職金制度」です。商工会にご相談下さい。

【加入できる方】従業員が20名以下(サービス業は5名以下)の個人事業主及び会社員

【掛金】月額1,000円～70,000円まで
(ご加入後、増額・減額・前払いも可能)

税制面で大きなメリットがあります

- 掛金は全額所得控除
全額が小規模企業共済掛金控除として課税対象所得から控除できます。
- 共済金は退職所得扱い(一括受取り)または公的年金等の雑所得扱い(分割受取り)

所得税の確定申告書(B様式の例)

掛金年額36万円(3万円×12)

所得金額	360,000
所得控除	360,000
課税所得	0

課税所得金額400万円であれば…
93,200円の節税!

平成20年度助成事業

この事業は、中小企業が行う新製品や新技術の開発、研究機関等との共同開発、見本市への出展、ISO取得などに対して経費の一部を助成するものです。平成20年度の助成事業メニューをご紹介します。

- ① 新製品新技術開発助成事業
・新製品や新技術の開発、研究機関等との共同開発に対する助成です。従来の3つのメニュー(新製品新技術開発助成事業・共同開発助成事業・創業期技術開発助成事業)を1本化し、より活用しやすくなります。
 - ② 市場開拓助成事業
・見本市等への出展に対する助成です。
 - ③ ISO取得支援助成事業
・ISO取得に対する助成です。
- ※東京都の平成20年度予算編成に基づき、事業内容が変更される場合もあります。詳しくは、(財)東京都中小企業振興公社HPをご覧ください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

組織強化への取組について(兼報告)

広く未加入者に対して、商工会の事業活動の理解と商工会への加入を毎年お願いしております。

商工会の内部に「組織強化対策推進本部」を設置し、本部長として商工会長があたりその推進を図っております。

市内にある8つの支部組織に三部会役員を加え、ブロックとして組織名を改め委員総勢173名で構成し、毎年11月と3月に会員増強月間デーとして一斉巡回を実施しております。以下、今年度の目標数値です。

▼今年度の目標

- ・増強数 / 250件
- ・会員数 / 3,466名
- ・実質増 / 90名
- ・組織率 / 58.1%
- ・H19.11現在 / 174件加入

なお、一定の成果のあった委員等に対しては、活動成果への顕彰を設けております。是非みなさまのご協力をお願いいたします。

連絡先 TEL.042-485-2214 (担当: 秋保)

全国景況調査報告

原材料価格上昇により景況感に陰り

全国商工会連合会の平成19年7-9月期中小企業景況調査(8,000企業対象)のとりまとめ結果によると、全産業のD.I.(景気動向指数・前年同期比)は売上高がマイナス32.0(前期比3.1ポイント下落)、採算はマイナス37.5(同2.4ポイント下落)、資金繰りはマイナス25.3(同1.8ポイント下落)となった。一進一退で方向感に乏しい展開が続いてきたが、ここへ来て一歩後退し、回復基調に陰りが見えてきた。上記D.I.はいずれも10四半期ぶりの低水準である。石油製品価格の高騰などに伴って、「原材料価格の上昇」「仕入れ単価の上昇」を問題視する経営者が急速に増えている。

元旦号の訂正について

『調布市商工会平成20年元旦』137号の商店コンクール記載の電話番号に誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。

正しくは
美容室サンキュー 電話042-486-7249

金融制度一覧表（主なもの）

融資名	融資対象者	資金使途	限度額(万円)	返済期間	利率	担保・保証人
国民生活金融公庫 小企業経営支援貸付 (マルケイ)	商工会の経営指導員を6ヶ月以上 から受けている方で、商工会員の 承認を受け、専ら融資を受ける が20人以下(商工会員は5人 以下)の小規模企業者	運転 設備	1,000	5年 7年	1.9%	不要 但し、商工会 の保証が必要
普通貸付 (マルフ)	ほとんどの業種の中小企業(金 融業、設備業等、一部の近隣 関係業種の業種は除く)	運転 設備	4,800	5年 10年	2.2%	連帯保証人 または担保
小口資金融資 (小口)	従業員が20人(卸・小売・サ ービス業は5人)以下で経営 計画書が1,250万円以下の小 規模企業者	特定設備	7,200	20年	2.3%以内 ~2.9%以内 (個人保証等により)	不要
経営指導特別 (小口・経営)	上記のほかに、商工会の経営指 導員を6ヶ月以上受け、経営指導 内容指導を受けた法人又は個人	運転	1,250	7年 10年	上記金利より 0.1%優遇	但し、法 人の場合は のみ連帯 保証人 (代表者) 必要
小規模企業融資 (小企)	従業員が30人(卸・小売・サ ービス業は10人)以下の中小 企業者	設備	6,000		2.3%以内 ~3.1%以内 (個人保証等により)	保証協会 の保証が必要
調布市 普通融資資金	市内に1年以上住所(法人は設 立されている本市所在)を有 すること、市場を完結している こと等	運転 設備 運搬・設備 併用	1,000 1,200	5年 7年 5年	1.1%	東京信用 保証協会 の保証が必要

利率は、平成20年1月18日現在です。
詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

調布市商工会メンバーズビジネスローン

山梨中央銀行

「ビジネスサポートローン」

～最大3,000万円のスピード対応融資～

	山梨中央銀行ビジネスサポートローン「一般口」	山梨中央銀行ビジネスサポートローン「専断口」
融資対象者	次の要件を満たす中小企業・個人事業主の方 ■2年以上同一事業を営んでいること ■オリックス株式会社の保証を受けられること ■調布市商工会の会員であること ■調布市商工会の会費に未納がないこと	次の要件を満たす中小企業・個人事業主の方 ■2年以上同一事業を営んでいること ■オリックス株式会社の保証を受けられること ■調布市商工会の会員であること ■調布市商工会の会費に未納がないこと ■ISO等の認証を取得していること ■左記所定の返済利率から0.3%優遇
融資金利	審査結果に応じた当行所定の変動金利	左記所定の返済利率から0.3%優遇
資金使途	運転資金・設備資金(設備資金は所定資金の範囲内)	
限度額	法人：1,000万円以上3,000万円以内 個人：1,000万円以上1,000万円以内	
返済期間	5年以内(据置期間なし)	
返済方法	元金均等毎月返済	
担保	不要	
保証人	法人：代表者1名(但し共同代表者の方は全員)・個人：不要	
保証会社	オリックス株式会社	
保証料	別添、保証会社への保証料が必要	
取扱い手数料	無料	

(2007年11月5日現在)

【お問い合わせ】 山梨中央銀行 調布支店

調布市国策町4-4-2-3 電話042-485-6211

建設関連中小企業金融支援

建築確認・建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中
小企業者の方に対して下記の金融上の支援が措置されています。

① セーフティネット貸付制度

- ・政府系金融機関による運転資金の融資制度です。
- ・幅広い建築関連業種が対象です。
- ・一般・普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優
遇措置があります。
- ・担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度

- ・信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関か
ら融資を受け易くする制度です。
- ・一般保証と比べ、保証限度額が別枠になると共に、割安な保
証料での保証が可能です。
- ・指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比5
%以上の事業者が対象になり、指定期間内に市町村長に申請
を行い、認定を受ける必要があります。

詳しくは、政府系金融機関・信用保証協会・中小企業庁・経済
産業省等の建設関連特別相談窓口にご相談下さい。

原油高騰に係わる中小企業対策

最近の原油価格高騰を踏まえ、経済産業省が講じた関連中小企
業者対策をご紹介します。

① 特別相談窓口の設置

- ・政府系金融機関・信用保証協会・経済産業局等で相談に応じて
います。

② 資金繰り円滑化

- ・原油価格高騰の影響を受ける中小企業の皆様は、政府系金融
機関のセーフティネット貸付や信用保証協会のセーフティネ
ット保証をご利用いただけます。
- ・政府系金融機関や信用保証協会に係る既往債務に関し、個々
の中小企業者の実情に応じた返済条件の緩和を行っています。

③ 下請適正取引等の推進

- ・下請代金法の厳格な運用
- ・原油価格上昇に伴う下請事業者への配慮等を要請
- ・下請適正取引等の推進のためのガイドラインの作成

詳しくは、中小企業庁HPをご覧ください

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

全国商工会 会員福祉共済

〈福祉共済〉

加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ※3
加入年齢	満65歳～69歳 (満65歳以上74歳未満)	満65歳～80歳 (満65歳以上85歳未満)	満65歳～69歳 (満65歳以上74歳未満)
掛金	月々 掛金 2,000円	月々 掛金 2,000円	月々 掛金 1,000円
共済金額	死亡 共済金	1,000万円	700万円
	交通事故 不慮の事故	800万円	500万円
	後遺障害 共済金	1,000万円～10万円	700万円～7万円
	手術共済金	手術内容に応じて 20・10・5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円
	入院共済金 (1日あたり)	8,000円※2 (1日目～100日目)	5,000円 (3日目～100日目)
疾病共済金	交通事故 不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)
	疾病による 入院共済金 見舞金	5万円	2.5万円※4

※1 上記のケガには有罪判決を受けた犯罪被害者による犯罪被害等を含みます。ただし、犯罪被害等とはなりません。

※2 Aタイプ・Cタイプの入院共済金は、65歳～74歳及び75歳以上の3日以上の入院となります。

※3 Cタイプのみで加入はできません。

※4 疾病入院共済金は毎年の支払額(11月1日)における年齢が65歳以下で加入者の方が対象となります。

ただし、見舞金の支払いは受取後10日以内に限り、前記(28条3項)に定める日数を支払います。

※5 上記にかかわらず高年齢者の加入のための適用日数については、前記(28条3項)に定める日数を支払います。

(①前記80歳以上、②前記75歳以上、③前記70歳以上、④前記65歳以上)

随時募集中!!

医療特約 (福祉共済にご加入されている方のみが、ご加入いただけます)

加入タイプ	Dタイプ	Eタイプ
加入年齢	満65歳～69歳※1	満65歳～70歳※2
掛金(医療保険の保険料を含む)	月々 掛金 1,000円※3	月々 掛金 1,000円※3
疾病入院共済金及び保険金(1日あたり)	5,000円※4※5	4,000円※4※5
支払限度日数(1入院あたり)	120日※6※7	120日※6※7
免責日数	なし。入院1日目から補償されます (日帰り入院も補償されます)	
疾病手術共済金及び保険金	手術の種類により、疾病入院共済金及び保険金 (1日あたり)の10・20・40倍	

※1 継続加入であっても、1歳及び後遺障害日数を65歳となった場合はタイプに自動的に移行します。

※2 継続加入であっても、1歳及び後遺障害日数を70歳となった場合はタイプに自動的に移行します。

※3 月々の掛金1,000円に定額引当金(100円)と引当金(100円)の医療保険料(210円)がかかります。

※4 疾病入院共済金は1日あたり5,000円(100円)と引当金(100円)の医療保険料(210円)がかかります。

※5 疾病入院共済金は1日あたり5,000円(100円)と引当金(100円)の医療保険料(210円)がかかります。

※6 同一の理由による入院は、連続して120日を限度とします。連続日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※7 疾病入院共済金は1日あたり5,000円(100円)と引当金(100円)の医療保険料(210円)がかかります。

※8 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※9 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※10 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※11 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※12 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※13 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※14 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※15 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※16 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※17 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※18 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※19 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。

※20 疾病手術共済金及び保険金の支払いは、手術日からその日を起して7ヶ月を経過した日の翌日より入院した場合は、同一の理由による入院でも新たな入院とみなします。